

源泉所得税の改正のあらまし

平成 29 年 4 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。
平成 29 年度の税制改正等により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われましたのでお知らせいたします。

(注) このパンフレットは、平成 29 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

この改正は、**平成 30 年分以後の所得税**について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

イ 控除対象配偶者とは、居住者（国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいいます。以下同じです。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下同じです。）で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。

また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます。

ロ 居住者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の所得から 38 万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、48 万円）が配偶者控除額として控除されます。

ハ 居住者（合計所得金額が 1,000 万円以下の人に限ります。）が、生計を一にする配偶者（合計所得金額が 76 万円未満の人に限ります。）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合には、その居住者のその年分の所得から、配偶者の所得に応じた一定の金額が配偶者特別控除額として控除されます。

ニ 税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、居住者が控除対象配偶者を有する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。また、その控除対象配偶者が障害者（特別障害者を含みます。以下同じです。）に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算します。

(2) 改正の内容

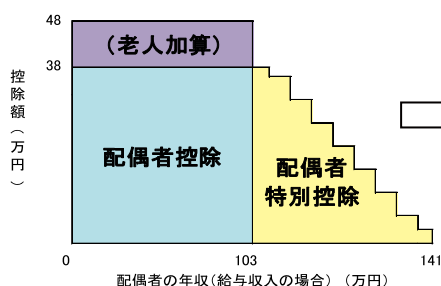
イ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされ、その控除額が次ページの【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

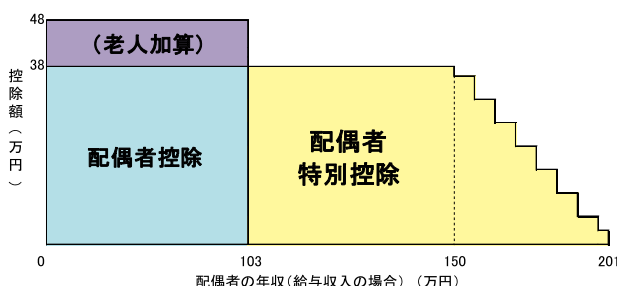
〔改正前〕

※配偶者特別控除について居住者の所得制限あり



〔改正後〕

※配偶者控除及び配偶者特別控除について居住者の所得制限あり
(図は居住者の合計所得金額が 900 万円以下の場合)



【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,903,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,903,999 円超 1,971,999 円以下
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
	123 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超

(注) 合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

ロ 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

税額表の甲欄を使用して給与等に対する源泉徴収税額を求める際、配偶者が**源泉控除対象配偶者**^(注1)に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、**同一生計配偶者**^(注2)が**障害者**に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

具体的な扶養親族等の数の計算方法は、次ページの【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】のとおりです。

(注) 1 **源泉控除対象配偶者**とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 85 万円以下である人をいいます。

したがって、【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】において配偶者控除額又は配偶者特別控除額が 38 万円（老人控除対象配偶者の場合は 48 万円）となる配偶者がこれに該当します。

2 **同一生計配偶者**とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が 38 万円以下である人をいいます。

3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である居住者の配偶者をいいます。

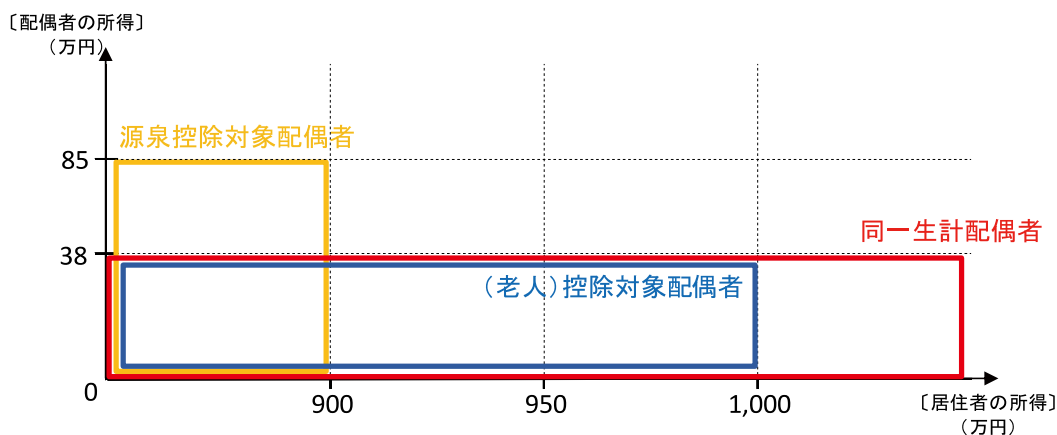
4 上記 1～3 を図示すると次ページの【参考：配偶者の範囲】のとおりです。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1, 120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1, 120 万円超 1, 170 万円以下)	950 万円超 1, 000 万円以下 (1, 170 万円超 1, 220 万円以下)	1, 000 万円超 (1, 220 万円超)
(給与収入だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額				
	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

【参考：配偶者の範囲】



ハ 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする居住者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされ、当該申告書について記載事項の見直しが行われました。

また、上記イ及びロの改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③ 従たる給与についての扶養控除等申告書

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」(兼用様式)については、平成 30 年分以後、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式となる予定です。

(3) 適用時期

上記(2)の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。本年(平成 29 年)分の所得税については、従前どおりです。

2 少額投資非課税制度（NISA）について、非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）が創設され、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとされました。

この改正は、平成 29 年 10 月 1 日以後に累積投資勘定の設定に係る手続きを行い、**平成 30 年 1 月 1 日以後**に設定された累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託について適用されます。

(1) 改正の内容

少額投資非課税制度（NISA）について、非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）が創設され、居住者又は恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 20 年を経過する日までの間に累積投資勘定に受け入れた株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもので、信託契約期間等について一定の要件を満たすものに限ります。以下「上場等株式投資信託」といいます。）に係る次の所得については、所得税が課されないこととされました。

また、当該上場等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、ないものとみなされます。

なお、この制度は現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとされました。

イ 上場等株式投資信託の配当等に係る配当所得

ロ 上場等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合におけるその譲渡による譲渡所得等

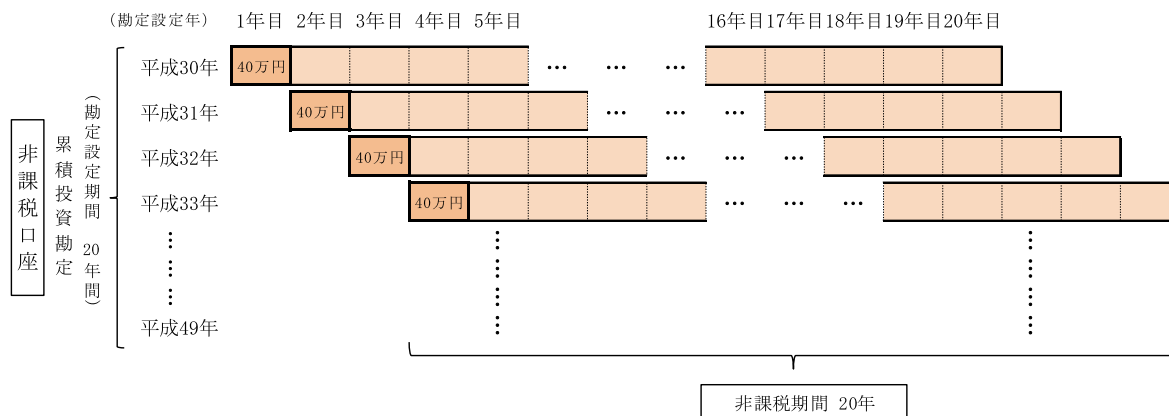
（注） 累積投資勘定に受け入れることのできる上場等株式投資信託の受益権は、非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの期間内に取得をしたものでその取得対価の額の合計額が 40 万円を超えないものに限られます。

<積立NISAと現行NISAの対比>

	積立NISA	現行NISA
毎年の投資上限額	40 万円	120 万円 (平成 26・27 年は 100 万円)
非課税期間	20 年間	5 年間
口座開設期間	20 年間 (平成 30 年～平成 49 年)	10 年間 (平成 26 年～平成 35 年)
投資対象商品	上場等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
その他	非課税口座に初めて累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日に、金融商品取引業者等が口座開設者の住所等を確認	—

（注） 積立NISAの創設後も、従前と同様の手続きにより、金融商品取引業者等の変更及び非課税口座の再開設を行うことが可能です。

<積立NISAのイメージ>



(2) 適用時期

上記(1)の改正は、平成29年10月1日以後に累積投資勘定の設定に係る手続きを行い、平成30年1月1日以後に設定された累積投資勘定に受け入れる上場等株式投資信託について適用されます。

3 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額（払出し時の金額）の上限額が撤廃されました。

(注) この改正は、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）における非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様です。

(1) 改正前の制度の概要

少額投資非課税制度（NISA）においては、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等で、その取得対価の額が120万円を超えないものについて受け入れることができます。

取得対価の額とは、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、②払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額（以下、①と併せて「新規投資額」といいます。）をいい、③当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額（以下「移管額」といいます。）をいいます。

(2) 改正の内容

他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、これらの非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に新たに設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等については、その移管額の上限額が撤廃され、120万円を超える上場株式等の移管が可能となりました。

ただし、移管先の非課税管理勘定におけるその年の新規投資額の上限額は、120万円からその移管額を控除した残額となります。

なお、この改正の対象となるのは非課税期間の終了時に新たに設定される非課税管理勘定に移管をする場合に限られるため、非課税期間の終了前に移管する場合については従前どおりとなります。

4 「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。

この改正は、**平成 29 年 4 月 1 日以後**の給与支払事務所等の移転について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「給与支払事務所等」といいます。）を移転した者は、その事実について一定の場合を除き、「給与支払事務所等の移転届出書」を**移転前及び移転後**の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 改正の内容

「給与支払事務所等の移転届出書」について、移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長への提出が不要とされました。このため、**平成 29 年 4 月 1 日以後**の移転に係る当該届出書については、**移転前**の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長へのみ提出すればよいこととなります。

5 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき災害等の事由が生じた日から同日以後 1 年を経過する日までの間に、当該災害等の事由が生じたことにより当該個人が勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しを行う場合には、一定の要件の下、その払出しをした日に支払われる当該勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等に対する課税及び同日前 5 年以内に支払われた当該勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等に対する遡及課税を行わないこととされました。

この改正は、**平成 29 年 4 月 1 日以後**に行う勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の払出しについて適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

勤労者財産形成住宅貯蓄について、住宅の取得又は増改築のための支払に充てる以外の目的で払出しが行われた場合又は勤労者財産形成年金貯蓄について、所定の年金の支払方法以外の方法により払出しが行われた場合には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度の適用を受けることができません。

これらの場合には、払出しが行われた日に支払われる利子等及び同日前 5 年以内に支払われた利子等について課税されることとなっており、その払出しが行われた日において利子等の支払があったものとして所得税の源泉徴収が行われます。

(2) 改正の内容

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、次のイからホに掲げる事由（以下「災害等の事由」といいます。）が生じた日から同日以後 1 年を経過する日までの間に、当該災害等の事由が生じたことにより当該個人が勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）の払出しを行う場合（当該災害等の事由が生じたことによりその払出しを行うことについて所轄税務署長の確認^(注)を受けたときに限ります。）には、その払出しをした日に支払われる利子等に対する課税及び同日前 5 年以内に支払われた利子等に対する遡及課税を行わないこととされました。

(注) 所轄税務署長の確認を受けようとする当該個人は、災害等の事由が生じた日から 11 月を経過する日までに、当該災害等の事由が生じたことについて税務署長の確認を受けたい旨の申出書を当該個人の住所地の所轄税務署に提出する必要があります。

イ 当該個人が居住の用に供している家屋であってその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

- ロ 当該個人が医療費を支払った場合において、その者又はその支払の時にあってその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った当該医療費の金額の合計額が 200 万円を超えたこと。
- ハ 当該個人が配偶者と死別等をし、所得税法に規定する一定の寡婦又は寡夫に該当することとなったこと。
- ニ 当該個人が特別障害者に該当することとなったこと。
- ホ 当該個人が雇用保険法に規定する特定受給資格者又は特定理由離職者に該当することとなったこと。

(3) 適用時期

上記(2)の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行う災害等の事由による財形非課税貯蓄の払出しに係る利子等について適用されます。

なお、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に財形非課税貯蓄の払出しを行った際に、当該財形非課税貯蓄に係る利子等について徴収された所得税の額がある場合に、その払出しが災害等の事由によるものであるときは、当該払出しを行った当該個人は、平成 30 年 3 月 31 日までに、納税地の所轄税務署長に対し、その徴収された所得税の額の還付を請求することができることとされました。

- 6 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける住宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合に、災害により居住の用に供することができなくなった年以後の当該住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用年(一定の場合に該当した年以後は適用できません。)について、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

この改正は、平成 29 年分以後の所得税について適用されます。また、所要の経過措置が講じられます。

- 7 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等が加えられました。

この改正は、増改築等をした居住用家屋を平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供する場合について適用されます。

- 8 (特定増改築等)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限(改正前：平成 31 年 6 月 30 日)が平成 33 年 12 月 31 日まで延長されました。

- 9 外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例が拡充されました。

この改正は、一部を除き、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する債券現先取引等につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

外国金融機関等が、一定の債券に係る債券現先取引又は一定の有価証券に係る証券貸借取引につき、特定金融機関等から支払を受ける利子等については所得税が課されません。

(2) 改正の内容

- イ 特定金融機関等の範囲に、主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち一定のもの及び金融商品取引清算機関が加えられました。
- ロ 外国金融機関等の範囲に、金融商品債務引受業を営む外国法人が加えられました。
- ハ 非課税の対象となる所得の範囲に、外国金融機関等以外の外国法人(特定金融機関等の関連者^(注)及び租税条約等の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。)が特定金

融機関等との間で振替国債を用いて行う取引期間 3 月以内等の要件を満たす債券現先取引で、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始するものにつき支払を受ける利子及び貸借料等が加えられました。

(注) 「関連者」とは、特定金融機関等との間に直接・間接の持分割合 50%以上の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者等をいいます。

ニ 非課税の対象となる所得の範囲の拡充に伴い、非課税の適用手続等について所要の措置が講じられました。

(3) 適用時期

上記(2)の改正（ハを除きます。）は、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する債券現先取引等につき支払を受ける利子及び貸借料等について適用されます。

10 株式分配を配当所得の対象となる剰余金の配当等から除外した上、法人の株主等が適格株式分配に該当しない株式分配により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭その他の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式等に対応する部分の金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、配当等とみなす等の措置が講じられました。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる株式分配について適用されます。

11 確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に、確定拠出年金以外の制度から資産又は脱退一時金相当額等の移換があった場合におけるその移換を受けた資産又は脱退一時金相当額等の額の算定の基礎となった期間のうち、加入者の年齢が 60 歳に達した日の前日が属する月後の期間及び確定拠出年金の運用指図者期間と重複している期間を含めることとされました。

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用されます。

e-Tax を利用した源泉所得税の納付について

源泉所得税の納付に当たっては、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して所得税徴収高計算書データを送信することにより、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどによる電子納税が可能となっています。

これに加えて、平成 29 年 6 月からは、e-Tax を利用して所得税徴収高計算書データを送信することにより、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能となる予定です。

クレジットカード納付の概要等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】
- 源泉所得税の納付は電子納税で!! e-Tax（イータックス）ホームページ 【www.e-tax.nta.go.jp】



この社会あなたの税がいきている